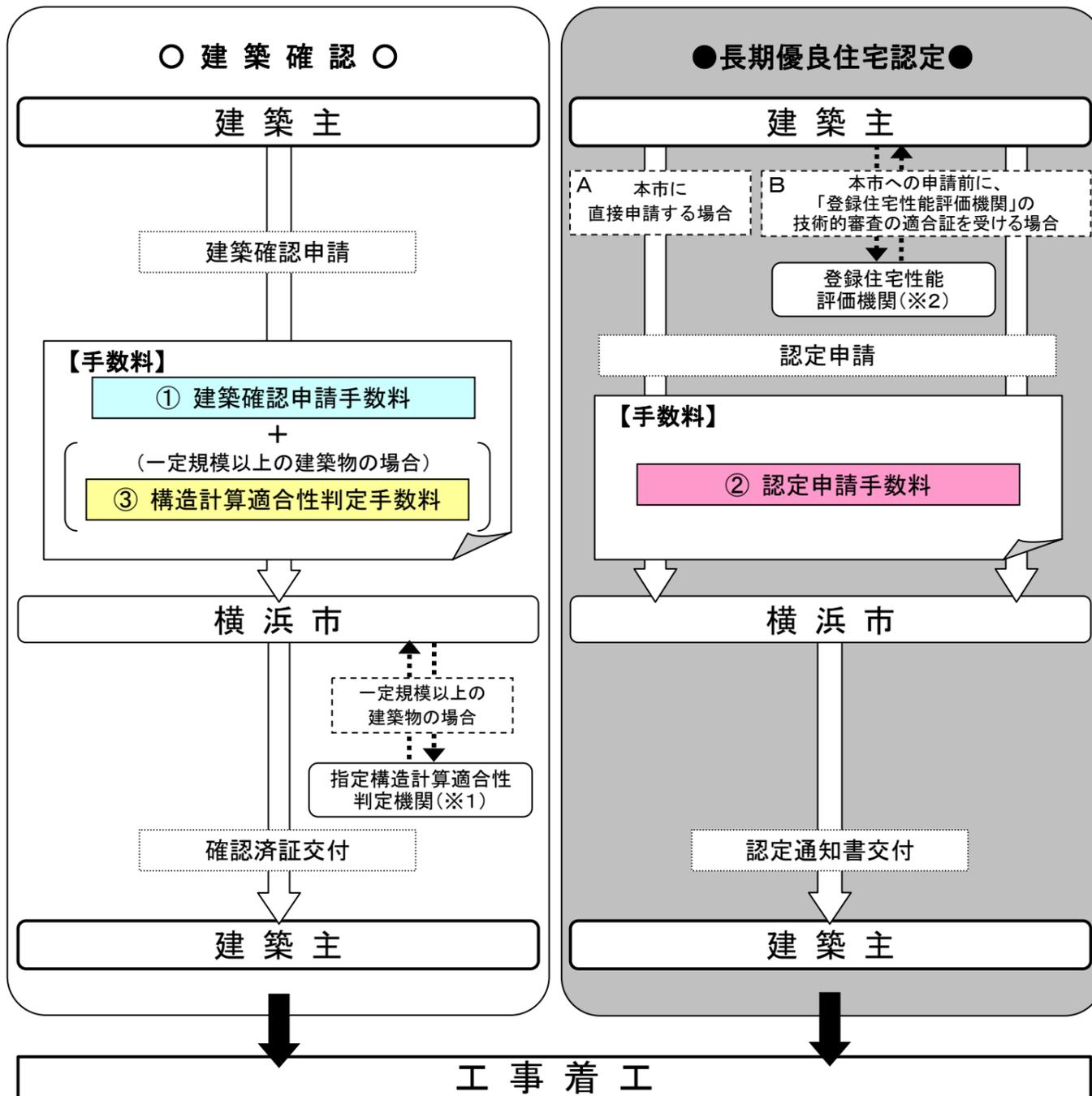


横浜市手数料条例の一部改正について

建築確認・検査申請手数料等の改定、及び「長期優良住宅認定制度」の申請手数料の設定などを行うため、横浜市手数料条例の一部を改正します。

1 建築確認及び認定手続の流れ



2 改正の内容

(1) 建築確認・検査の申請手数料の改定

平成19年6月の改正建築基準法の施行により、建築確認審査及び検査の厳格化の措置が講じられ、建築確認審査及び検査に要する時間が増加したため、受益者負担の適正化の観点から、

① 建築確認申請手数料 及び検査申請手数料を引き上げます。

(2) 「長期優良住宅認定制度」の申請手数料

本年6月に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく「長期優良住宅認定制度」が導入されることから、認定等の申請手数料を定めます。また、認定申請に併せて建築確認申請をすることができます。なお、この認定を受けることにより、税制上の優遇措置（最大控除額600万円という過去最大規模の住宅ローン減税など）が適用されます。

〈認定申請のみの場合〉

② 認定申請手数料

〈認定申請に併せて、建築確認申請をする場合〉

② 認定申請手数料 + ① 建築確認申請手数料

〈認定申請に併せて、一定規模以上の建築物の建築確認申請をする場合〉

② 認定申請手数料 + ① 建築確認申請手数料 + ③ 構造計算適合性判定手数料

(3) その他の改正

●「バリアフリー認定制度」の申請手数料

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「バリアフリー認定制度」について、長期優良住宅認定制度と同様に、認定申請に併せて、建築確認申請をする場合の申請手数料を定めます。

〈認定申請に併せて、建築確認申請をする場合〉

① 建築確認申請手数料

〈認定申請に併せて、一定規模以上の建築物の建築確認申請をする場合〉

① 建築確認申請手数料 + ③ 構造計算適合性判定手数料

●「全体計画認定制度」の申請手数料の改定

平成17年6月に施行された改正建築基準法に基づき、市長が増改築時における既存部分の改修工事の安全性等を認定することで、段階的に工事が行える「全体計画認定制度」について、一定規模以上の建築物の場合の申請手数料を改定します。

(改定前)

120,000円

(改定後) 〈一定規模以上の建築物の場合〉

120,000円 + ③ 構造計算適合性判定手数料

●「構造計算適合性判定手数料」の返還

一定規模以上の建築物の建築確認申請の場合に、本市による審査で不適合となり、指定構造計算適合性判定機関による審査に至らない場合、不要となる ③ 構造計算適合性判定手数料 の返還規定を定めます。

●「都市計画の特例許可制度」の申請手数料

建築物の計画が、都市計画上支障がない場合等において、建築審査会の同意を得て、市長が許可することで、都市計画で定める建築物の高さ制限や、敷地面積の最低限度の緩和が受けられる「都市計画の特例許可制度」の申請手数料を定めます。(申請手数料) 160,000円

※1 都道府県知事の指定を受け、建築主事等が一定の建築物の建築確認を行う際に求める構造計算適合性判定の業務を、都道府県知事に代行して行う民間機関

※2 国土交通大臣の登録を受け、設計段階等で、住宅の性能評価を客観的に行う民間機関

3 改正の金額

(1) 建築確認・検査の申請手数料の改定

ア 建築物 (括弧内は、改定前の金額)

(表1) 建築物の申請手数料

延べ面積 (中間検査は検査 対象の床面積)	確認	中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
30㎡以下	10,000円 (5,000円)	15,000円 (9,000円)	15,000円 (9,000円)	16,000円 (10,000円)
30㎡超～ 100㎡以下	18,000円 (9,000円)	18,000円 (11,000円)	18,000円 (11,000円)	19,000円 (12,000円)
100㎡超～ 200㎡以下	28,000円 (14,000円)	23,000円 (15,000円)	24,000円 (15,000円)	25,000円 (16,000円)
200㎡超～ 500㎡以下	36,000円 (19,000円)	32,000円 (20,000円)	31,000円 (21,000円)	34,000円 (22,000円)
500㎡超～ 1,000㎡以下	66,000円 (34,000円)	52,000円 (33,000円)	55,000円 (35,000円)	58,000円 (36,000円)
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	93,000円 (48,000円)	70,000円 (45,000円)	75,000円 (47,000円)	78,000円 (50,000円)
2,000㎡超～ 5,000㎡以下	160,000円 (140,000円)	100,000円 (100,000円)	110,000円 (110,000円)	120,000円 (120,000円)
5,000㎡超～ 10,000㎡以下	280,000円 (140,000円)	160,000円 (100,000円)	180,000円 (110,000円)	190,000円 (120,000円)
10,000㎡超～ 30,000㎡以下	370,000円 (240,000円)	210,000円 (160,000円)	230,000円 (180,000円)	240,000円 (190,000円)
30,000㎡超～ 50,000㎡以下	460,000円 (240,000円)	260,000円 (160,000円)	290,000円 (180,000円)	300,000円 (190,000円)
50,000㎡超	900,000円 (460,000円)	530,000円 (330,000円)	600,000円 (370,000円)	610,000円 (380,000円)

※一定規模以上の建築物は、指定構造計算適合性判定機関による「構造計算適合性判定」が必要となるため、建築基準法に基づく「構造計算適合性判定」の手数料が加算されます。

(2) 「長期優良住宅認定制度」の申請手数料

ア 認定申請手数料

(表3) 認定申請手数料 (棟単位)

区分	A 本市に 直接申請する場合	B 本市への申請前に、 「登録住宅性能評価機関」の 技術的審査の適合証を受ける場合	
	戸建住宅	45,000円	6,000円
共同 住宅	2戸～5戸	110,000円	12,000円
	6戸～10戸	170,000円	21,000円
	11戸～30戸	340,000円	31,000円
	31戸～50戸	600,000円	58,000円
	51戸～100戸	1,000,000円	99,000円
	101戸～200戸	1,900,000円	160,000円
	201戸～300戸	2,700,000円	200,000円
301戸～	3,400,000円	210,000円	

イ 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

2,100円

※法9条の規定により、認定を受けたマンション等の分譲事業者は、譲受人を決定した場合に、譲受人と共同して、変更認定申請をしなければならない。

ウ 地位の承継の承認申請手数料

1,700円

※法10条の規定により、認定を受けた者から、相続等により、認定に基づく地位を承継する者は、所管行政庁に承認申請をしなければならない。

エ 長期優良住宅の認定申請に併せて、一定規模以上の建築物の建築確認申請をする場合の構造計算適合性判定手数料

(表4)

建築物の床面積	認定プログラムを使用	認定プログラム以外の プログラムを使用
1,000㎡以下	115,300円	166,800円
1,000㎡超～2,000㎡以下	143,700円	222,400円
2,000㎡超～10,000㎡以下	157,300円	255,000円
10,000㎡超～50,000㎡以下	199,300円	336,900円
50,000㎡超	337,900円	619,300円

※認定プログラム：構造計算途中での改ざん等を防止する措置が講じられているなど、一定の要件が満たされたものに対して、国土交通大臣が認定したプログラム

イ 建築設備・工作物 (括弧内は、改定前の金額)

(表2) 建築設備・工作物の申請手数料

区分	確認	計画変更	完了検査	
建築 設備	小荷物専用 昇降機	8,000円 (4,000円)	5,000円 (3,000円)	13,000円 (8,000円)
	その他	17,000円 (9,000円)	10,000円 (5,000円)	21,000円 (13,000円)
工作物	15,000円 (8,000円)	9,000円 (4,000円)	15,000円 (9,000円)	

4 施行日

平成21年5月1日

(ただし、「長期優良住宅認定制度」の申請手数料は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日となる平成21年6月4日)

横浜市手数料条例の一部改正 議案ページ対応表

議案		手数料条例	内 容
ページ	行	条 項	
17	下から10行目	第2条 (125)の2	全体計画認定制度の申請手数料の改定
18	下から9行目	第2条 (125)の3	全体計画認定制度の申請手数料の改定
20	1行目	第2条 (125)の4	全体計画認定制度の申請手数料の改定(変更認定)
20	7行目	第2条 (125)の5	全体計画認定制度の申請手数料の改定(変更認定)
20	下から6行目	第2条 (134)	建築確認・検査の申請手数料(確認申請)
21	下から11行目	第2条 (134)の2	建築確認・検査の申請手数料(確認申請)
23	下から4行目	第2条 (135)	建築確認・検査の申請手数料(建築設備・確認申請)
24	1行目	第2条 (136)	建築確認・検査の申請手数料(完了検査)
25	下から8行目	第2条 (137)	建築確認・検査の申請手数料(建築設備・完了検査)
25	下から7行目	第2条 (138)	建築確認・検査の申請手数料(建築設備・完了検査)
25	下から6行目	第2条 (139)	建築確認・検査の申請手数料(中間検査)
26	下から3行目	第2条 (139)の6	建築確認・検査の申請手数料(建築設備・完了検査)
26	下から2行目	第2条 (139)の7	建築確認・検査の申請手数料(建築設備・完了検査)
27	1行目	第2条 (139)の9	バリアフリー認定制度の申請手数料
31	1行目	第2条 (139)の10	バリアフリー認定制度の申請手数料(変更認定)
32	下から5行目	第2条 (139)の11	都市計画の特例許可制度の申請手数料(用途地域)
33	2行目	第2条 (139)の12	都市計画の特例許可制度の申請手数料(高度地区)
33	9行目	第7条	構造計算適合性判定手数料の返還
33	下から6行目	第2条 (139)の11	長期優良住宅認定制度の申請手数料
36	9行目	第2条 (139)の12	長期優良住宅認定制度の申請手数料
38	3行目	第2条 (139)の13	長期優良住宅認定制度の申請手数料(変更認定)
40	下から6行目	第2条 (139)の14	長期優良住宅認定制度の申請手数料(変更認定)
42	下から10行目	第2条 (139)の15	長期優良住宅認定制度の申請手数料(譲受人決定)
42	下から4行目	第2条 (139)の16	長期優良住宅認定制度の申請手数料(地位承継)
43	2行目	第7条	構造計算適合性判定手数料の返還(長期優良住宅認定)